

建築物エネルギー消費性能適合性判定が必要な物件の 建築の流れ

非住宅部分の床面積の合計が 300 m²以上の建築物については、新築又は一定規模以上の増改築を行う場合に、当該建築計画が省エネ基準に適合していません。

